

意見書案第6号

介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月8日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 遠 山 智恵子

〃 〃 加 増 充 子

介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める意見書（案）

介護保険制度開始から25年が経過している。利用料や施設の居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えている。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬の下で深刻な経営難に直面し、2024年の倒産・休廃業件数は全国で784件と過去最多となっている。特に訪問介護は基本報酬引き下げの影響で事業所がゼロになった自治体が増加している。介護現場の人手不足も深刻で、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示しているが、有効な対策は講じられていない。肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円へ広がっている。

こうした中「利用料2割負担の対象拡大」や「ケアプランの有料化」、「要介護1、2の生活援助の保険給付外し」など、さらなる負担増・サービス縮小が検討されようとしている。全ての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引き上げが不可欠である。介護保険制度の改善、憲法第25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、下記の事項を要望する。

記

- 1 介護保険の利用に困難をもたらす利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付外し（総合事業への移行）などの見直しを行わないこと。
- 2 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
- 3 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均水準まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
- 4 必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充へ介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣